

小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書(供用時その2)の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書(供用時その2)の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業
種類：都市計画法第4条12項に規定する開発行為(第3種行為)
高層建築物の新設(第1種行為)
住宅団地の新設(第2種行為)
大規模建築物の新設(第2種行為)

2 事後調査実施者

名称：コスギ サード アヴェニュー 全体管理組合
所在地：川崎市中原区小杉町三丁目600番
代表者：理事長 新小杉開発株式会社 代表取締役社長 原 正人

3 公告日

令和6年2月9日(金)

4 事後調査報告書の写しの縦覧

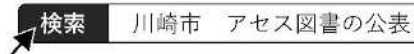
(1) 縦覧期間

令和6年2月9日(金)から令和6年3月11日(月)まで
※土曜日、日曜日、祝日は除く。

(2) 縦覧場所及び時間

場所：中原区役所(5階)、環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)
時間：午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午後5時15分まで)
※縦覧開始日(2月9日)は、午前10時から縦覧を行います。
*上記期間中、本市ホームページに当該図書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html>



5 事業内容等に関する問合せ先

名称：コスギ サード アヴェニュー 全体管理組合
電話：044-322-0720

6 備考

「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

川崎市環境局環境対策部環境評価課 深堀
電話 044-200-2152



川崎市は持続可能な開発目標(SDG)を支援しています。



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年2月9日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書（供用時その2）の写し（以下「事後調査報告書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	コスギ サード アヴェニュー 全体管理組合 川崎市中原区小杉町三丁目 600 番 理事長 新小杉開発株式会社 代表取締役社長 原 正人
	名称	小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業
	種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	実施区域	川崎市中原区小杉町三丁目 600 番
	目的	住宅団地及び商業・業務等施設の新設
	内容	開発区域（計画地）面積：約 10,610 m ² 建物高さ：約 136m（最高建物高さ：約 146m） 延べ面積：約 68,800 m ² 計画人口（住戸数）：約 1,560 人（約 520 戸）
	事後調査の項目等	緑の質
	環境影響評価の 手続経過	平成24年 8月17日 条例環境影響評価方法書公告 平成25年 3月13日 条例環境影響評価準備書公告 平成25年 7月12日 条例見解書公告 平成25年10月 7日 条例環境影響評価審査書公告 平成26年 1月15日 条例環境影響評価書公告 令和 2年 7月27日 事後調査報告書（工事中） 令和 3年12月20日 事後調査報告書（供用時その1）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年2月9日（金）～令和6年3月11日（月）
	縦覧場所及び時間	■中原区役所（5階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜、日曜、祝日は除く。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜、日曜、祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（2月9日）は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、縦覧期間中に、市長に対し、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから事後調査報告書の閲覧、意見書の提出ができます。  
	意見書提出先・ 問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、FAX、メール等では受け付けておりませんので御注意ください。